

# 資料 5

## 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正

### 1 改正の概要

#### 1) 国の人事院勧告を受けた役員の賞与の改定

国家公務員等の給与改定に準じて、法人の役員報酬等規程を改正するもの。

年 度	6 月 期	12 月 期	合 計
現 行	1.700	1.700	3.400
<b>令和6年度</b>	1.700	<b>1.750</b>	<b>3.450</b>
<b>令和7年度</b>	<b>1.725</b>	<b>1.725</b>	<b>3.450</b>

(令和6年12月支給分の改定) 令和6年12月1日から適用する。

(令和7年度以降の支給分の改定) 令和7年4月1日から施行する。

#### 【人事院勧告の概要】民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

##### 1) 月例給

官民格差：**11,183円(2.76%)**

初任給を大幅に引き上げ、若年層に重点を置いて全俸給表を引上げ改定。

平均改定率 1級[係員]11.1%、2級[主任等]7.3%、全体3.0%

##### 2) ボーナス

期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ(年間4.50月分⇒4.60月分)

### 2 改正内容(抜粋)第5条第2項

#### 1) 令和6年12月1日適用

「12月に支給する場合には、**100分の175.0**」

#### 2) 令和7年4月1日施行(第2条)

「6月に支給する場合には、**100分の172.5**、12月に支給する場合には、**100分の172.5**」